平 戸 市 監 査 公 表 第 162-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和3年6月17日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監 査及び定期監査

- 第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局 田平支所地域振興課
- 第3 監査の期間 令和3年4月21日(水)、22日(木)
- 第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容 別紙のとおり

定期監査「指摘事項」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局:田平支所地域振興課】

		措置を講じた部局:田平支所地域振興課】
区 分	内容	措置
指摘事項	令和2年度一六海水浴場のシャワー使用料について 一六海水浴場の開設期間に利用されたシャワー使用料58,600円について、同海水浴場の安全祈願に関する経費12,300円を差し引いた46,300円を収納していた。これは、地方自治法第210条に定める総計予算主義の原則に反しているので、シャワー使用料全額を調定し収納されたい。	令和2年度におけるシャワー使用料全額58,600円の内、一六海水浴場海開きの折の安全祈願にかかる経費として相殺した差額12,300円については、令和2年度の収入として調定し、出納閉鎖までに収納いたしました。 なお、令和3年度から安全祈願の実施方法の見直しや経費の支出方法について市が開設する海水浴場を所管する観光課とも協議を行い、安全祈願にかかる経費をシャワー使用料で相殺することがないよう適正な事務処理に努めます。
指導事項	田平町地区衛生組織連合会への市負担金について 田平町地区衛生組織連合会における令和元年度決算は、収入210,746円(うち市負担金、毎年度70,000円)、支出96,676円の差し引き残金114,070円が次年度繰越金となっていた。支出の内訳は、総会懇親会経費40,000円(毎年度同額)、精霊船供養経費30,676円、県連合会負担金26,000円となっており、市負担金が効果的に充当されているとは言い難い。 今後は、田平町地区衛生組織連合会会則に定める目的に合致した事業へ充当されるよう努められたい。	今後の支出においては、総会懇親会への 支出は行わず、田平町地区衛生組織連合会 会則第4条に定める目的(この会は、田平 町内の区衛生組織が相互に密接な連携を行 い、意識の高揚に基づく、町民の健康増進、 地域社会の公衆衛生及び環境衛生の向上に 資することを目的とする。)達成のため適切 な支出に努めます。

意見

1. 宅地開発事業について

グリーンヒルズ分譲宅地販売促進については、長年営業努力を重ねた結果、全77区画のうち59区画が売却され、18区画が未売却となっている。未売却区画の現状は、洞穴式駐車場となっている区画がほとんどであり、現在、一部の区画において進入路などの改良工事に向け準備が進められている。

今後も未売却区画については、土 地の形状変更等をしなければ売却 できる可能性は低いと思われるが、 費用対効果を考え、十分な成果が見 込まれない状況であれば、売却以外 の活用方法についても検討された い。 残る分譲宅地の完売に向けて努力する一方で、販売が厳しいと思われる宅地については、宅地への進入路設置の形状変更も検討しておりますが、費用対効果を見極めるとともに、例えば、周辺の既購入者の為の月極駐車場など宅地以外の活用も検討いたします。

2. 田平支所庁舎管理について

田平支所屋上に設置された空調室外機付近が以前からハトの住処となっており、周囲には大量の糞や抜けた羽根が散乱し、一階玄関先まで糞の跡がみられる。乾燥した糞や羽根が舞い散り、空調室外機の故障や衛生上の問題が生じる可能性が十分考えられる。

そのため、田平支所においてはこれまで網を設置するなど防護対策に取り組んできたが、ハトの習性として、巣を作った場所から追い払うことは困難とされており、今後は専門業者による対策が必要であると思われる。

これまでにも防鳥網を設置して室外機などへの侵入や営巣行為を防ぐ対応を行ってきましたが、十分な効果が表れていない状況です。

本定期監査の意見を受け、鳩対策鳥害駆除の専門業者からの見解も必要だと感じます。鳩の糞には特殊なカビ菌が含まれ、健康被害も懸念されることから専門業者による対応も含め対策を検討いたします。